

八郎潟町一般廃棄物処理基本計画

令和7年度（2025年度） ～ 令和16年度（2034年度）

八郎潟町

目 次

第1節	計画の概要	4
1.	計画策定の目的	4
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画の期間	5
4.	計画の範囲	5
第2節	計画策定の基本的事項	6
1.	町の概況	6
2.	ごみ処理の概況	7
3.	中間処理、最終処分施設の概要	12
4.	廃棄物処理施設の整備	12
5.	ごみ処理経路図	13
6.	実績	14
7.	ごみ処理の課題	20
第3節	ごみの排出量の推計及び数値目標	21
1.	ごみ排出量の推計	21
2.	数値目標	23
第4節	生活排水処理基本計画	24
1.	基本方針	24
2.	生活排水処理の現状	24

3. 排出予想量	26
----------------	----

第1節 計画の概要

1. 計画策定の目的

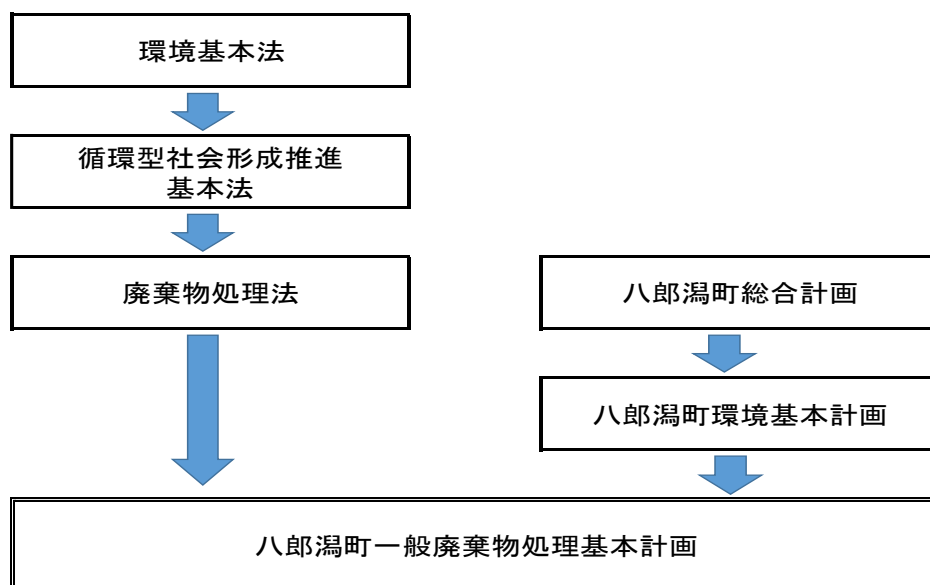
現在の大量生産・大量消費型社会は我々の生活をととても豊かにしましたが、同時に廃棄物埋立地の不足、地球温暖化、資源の枯渇などといった環境問題を地球規模で引き起こしています。こうした問題の解決については、市町村の役割である廃棄物処理が重大な役割を担っています。

八郎潟町では、指定ごみ袋の有料化を始め、リサイクル可能な資源の分別回収、廃食用油、生ごみの堆肥化などこれまで多くの施策を講じてきました。

こうした取り組みを今後も継続しさらに推進していくため、本計画でごみの発生から最終処分までの取り組みに関する必要な事項を定め、ごみの減量化やリサイクルの推進、八郎湖周辺の水質浄化に向け最善の努力を図ることを目的に作成するものです。

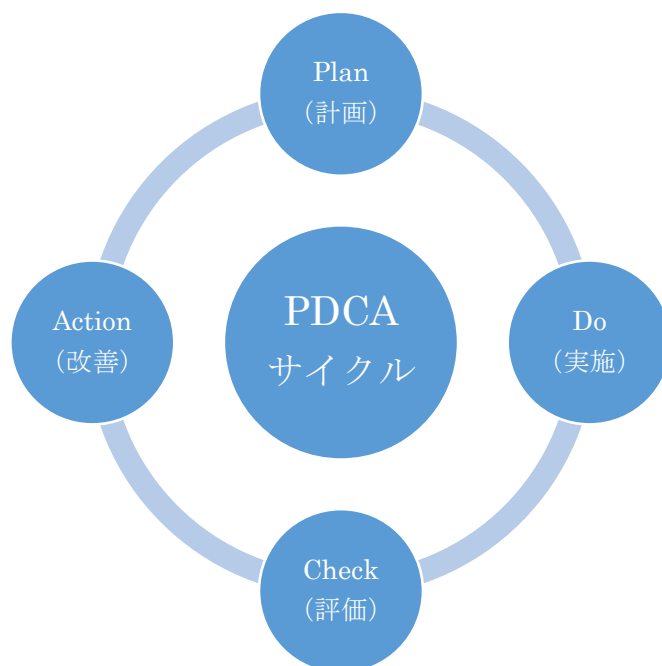
2. 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、ごみ処理に関する長期的、総合的な視点に立ちながら、計画的に推進するための基本方針となるものであり、「八郎潟町総合計画」や「八郎潟町環境基本計画」等と整合性を図りながら、ごみの発生抑制、資源化及び最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とし、令和7年度から令和11年度までの5年間を前期計画、令和12年度から令和16年度までの5年間を後期計画とします。なお、本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うほか、今後の社会情勢や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内でもPDCAサイクル（P：Plan D：Do C：Check A：Action）に基づき適宜見直しを行うものとします。



4. 計画の範囲

本計画は八郎潟町で発生する一般廃棄物を対象とします。

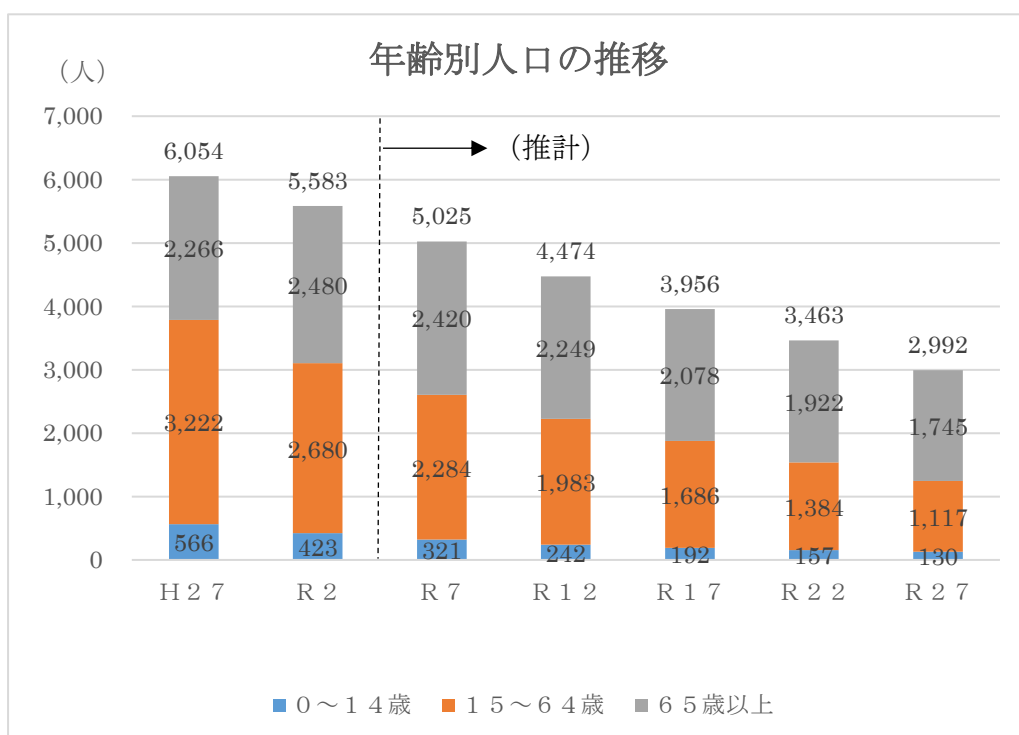
第 2 節 計画策定の基本的事項

1. 町の概況

(1) 人口及び世帯

令和 2 年度の人口は、5, 5 8 3 人、世帯数は 2, 4 6 3 戸となっています。本町の人口は、減少傾向にあり、平成 2 7 年に対する令和 7 年の推計人口は、全体で 8 3 % となっています。

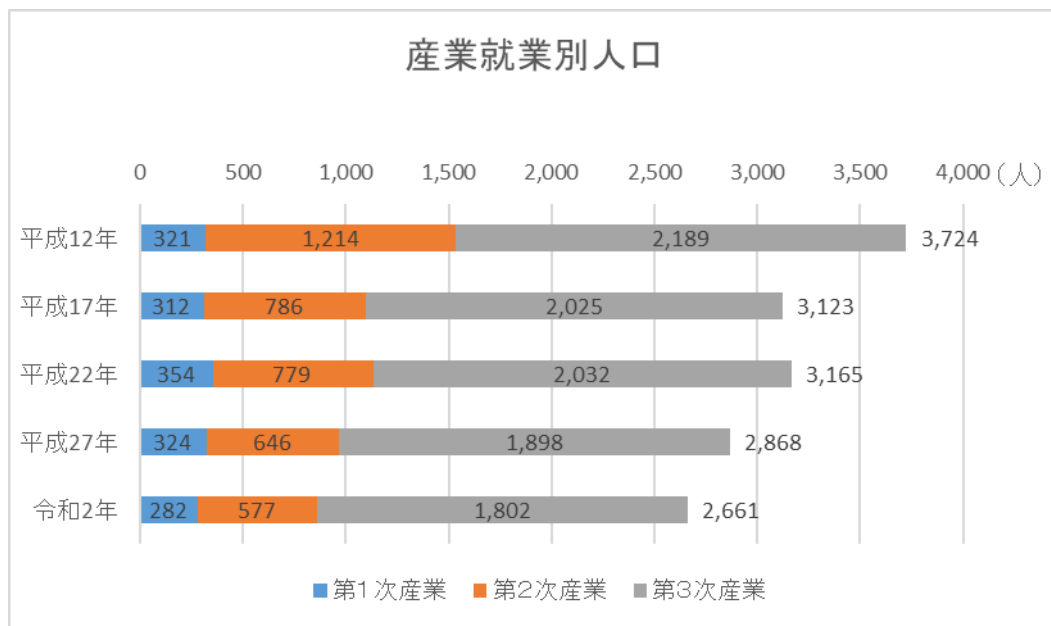
一般的には、人口減少に伴いごみの量も減少することが予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口

(2) 産業と社会経済の動向

令和 2 年度国勢調査によると産業別就業人口は、第 1 次産業 2 8 2 人、第 2 次産業 5 7 7 人、第 3 次産業 1, 8 0 2 人となっており、すべてが減少傾向になっています。



出典：総務省 国勢調査

2. ごみ処理の概況

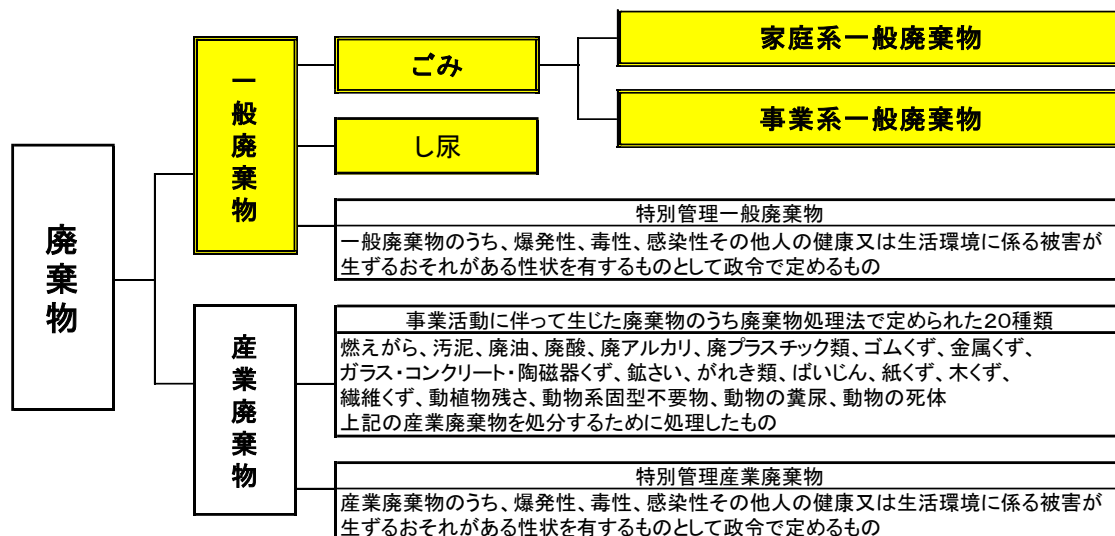
(1) 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、燃えがらなど20種が法令で定められており、それ以外が一般廃棄物となります。

また、一般廃棄物、産業廃棄物の両方に人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの（感染性廃棄物など）として、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物があります。

本計画では、表における着色した部分について対象とします。



本町におけるごみの分別区分は、一般廃棄物（以下「ごみ」とする。）のうち家庭系ごみを「もえるごみ」「もえないごみ」「カン類」「ビン類」「ペットボトル」「古紙類」「粗大ごみ」「庭木・剪定枝類」「水銀含有ごみ」「廃食用油」「粗大金属くず」の11種類とし、事業系ごみを「もえるごみ」「もえないごみ」「カン類」「ビン類」「ペットボトル」「古紙類」「粗大ごみ」の7種類としています。

なお、各ごみの具体的な対象物については、中間処理を行う八郎湖周辺クリーンセンターの基準に合わせるものとします。

（２）収集・運搬

①家庭系ごみ

家庭系ごみの収集運搬については、ステーション回収方式により行われます。

・ステーション回収方式

住民がそれぞれの住区に設置してある集塵箱にごみを排出し、町から委託を受けた収集業者が回収する方式

【対象ごみ】

もえるごみ、もえないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、古紙類

分別区分		収集回収	対象物	排出方法	収集方法	運搬先
もえるごみ		週4回 (月・火・木・金)	厨芥類、紙くず類、木くず類、プラスチック類、ゴム・ビニール類、布・皮類など	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各区に設置したステーションへ排出	町委託収集業者によるステーション回収	八郎湖周辺 クリーンセンター
もえないごみ		月1回 (第2水)	せともの類、ガラス類、スプレー缶、金属類、小型家電 など	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各区に設置したステーションへ排出		
資源ごみ	古紙類	月1回 (第1水)	新聞(チラシ含)、雑誌、段ボール、牛乳パック	ひもでしばり、各区に設置したステーションへ排出		八郎湖町クリーンセンターに運搬後民間業者へ売却
	缶類、ビン類	月1回 (第3水)	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類、飲料ビン、栄養ドリンクビン、調味料・化粧品品のビン など	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各区に設置したステーションへ排出		八郎湖周辺 クリーンセンター
	ペットボトル	月1回 (第4水)	飲料用ペットボトル (リサイクルマークが付されたもの)	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各区に設置したステーションへ排出		
水銀含有ごみ		随時	蛍光管、水銀体温計・温度計、水銀血圧計	改善センター内の回収ボックスに自己搬入	町で回収	八郎湖周辺 クリーンセンター
廃食用油		町による収集なし (町と契約した民間業者が回収)		ペットボトル等に入れ改善センター前、防災センター前にある回収ボックスに自己搬入	民間業者による拠点回収 (直接資源化)	民間再生業者
粗大ごみ		春・秋の年2回	家具類、家電製品類、寝具・敷物類、乗物類 など	町クリーンセンターへ自己搬入し、種類により処理手数料を納める	町クリーンセンターへ自己搬入	町委託収集業者による八郎湖周辺クリーンセンター
庭木・剪定枝類		随時	家庭から排出される庭木・剪定枝	太さ5cm以上の部分とそれ以下の枝葉に分け、ごみ処分場へ自己搬入	自己搬入	八郎湖周辺 クリーンセンター

※なお、廃食用油については、拠点回収場所から直接民間業者に引き渡すこととします。

②事業系ごみ

事業系ごみについては、排出事業者処理責任があることから、町では収集を行っていません。事業者がごみを排出する際は、町から許可を受けた収集業者又は民間事業者へ収集・回収を依頼するか、事業者自身で八郎湖周辺クリーンセンター（以下「クリーンセンター」とする。）に排出する必要があります。

（３）処分

①中間処理

もえるごみ、もえないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみ、庭木・剪定枝類については、八郎湖周辺地域にある５市町村（男鹿市、五城目町、八郎湖町、井川町、大潟村）で共同運営・管理しているクリーンセンターにおいて中間処理されます。

もえないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみについては、クリーンセンターのリサイクル施設へ運ばれ再資源化されています。

なお、カン類についてはスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮・成型後に売却、ペットボトルについては圧縮・梱包後に選別されたビン類とともに容器包装リサイクル法に基づいた指定法人へ引き渡されています。

もえるごみについては熱回収施設へと運ばれ、リサイクル施設で発生したもやせないごみ、粗大ごみ由来の可燃性ごみとともに焼却処理されます。

ごみの区分	施設名	所在地	形式・能力	処理方法
もえるごみ (もえるごみ・粗大ごみ由来・・・庭木、剪定木類含む)	八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設	男鹿市松木沢字板引沢台73番地	60t/24h (30t/24h) × 2炉	全連続燃焼式
もえないごみ・缶類・ビン類・ペットボトル・粗大ごみ	八郎湖周辺クリーンセンターリサイクル施設	男鹿市松木沢字板引沢台73番地	15t/5h	選別・圧縮・梱包・破碎 など

②最終処分

クリーンセンターにおいて焼却及び破碎後に排出される焼却灰や不燃残さ等（以下「焼却灰等」という。）は、八郎潟町最終処分場に搬出されます。

③資源化

古紙類、水銀含有ごみ、廃食用油については、中間処理を経ず民間業者へ処理を委託します。

・古紙類

株式会社もっかいトラストに売却し再資源化されます。

・水銀含有ごみ

野村興産(株)イトムカ鉱業所に逆有償で引き渡し再資源化されます。

・廃食用油

あやめサービス(有)に無償で引き渡し再資源化されます。

ごみの区分	施設名	有償／無償／逆有償	所在地	所在地
古紙	株式会社もっかいトラスト 秋田営業所	有償	秋田市土崎港穀保町 130番地1	紙原料として 再資源化
水銀含有ごみ	野村興産(株)イトムカ鉱業所	逆有償	北海道北見市留辺蘂町 富士見217番地1	蛍光管の原材料等として 再資源化
廃食用油	あやめサービス(有)	無償	山形県山形市 高木25番3	石けんの原料等として 再資源化

※逆有償・・・再資源化するために必要な費用を引き渡し側が負担して引き取ってもらうこと。

3. 中間処理、最終処分施設の概要

【八郎湖周辺クリーンセンター】

- ・所在地 男鹿市松木沢字板引沢 7 3 番地
- ・供用開始 平成 2 0 年 3 月
- ・敷地面積 5 5, 4 8 0 m²
- ・施設規模 熱回収施設 3 0 t / 2 4 h × 2 基 = 6 0 t / 2 4 h
リサイクル施設 1 5 t / 5 h
- ・構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
鉄骨鉄筋コンクリート等 地下 1 階、地上 4 階建て
- ・処理方式 全連続燃焼式
- ・焼却炉型式 水冷式ストーカ炉
- ・公害防止装置 有害ガス除去装置
- ・燃焼ガス冷却 水噴射式
- ・破砕機形式 回転式破砕機

【八郎潟町一般廃棄物最終処分場】

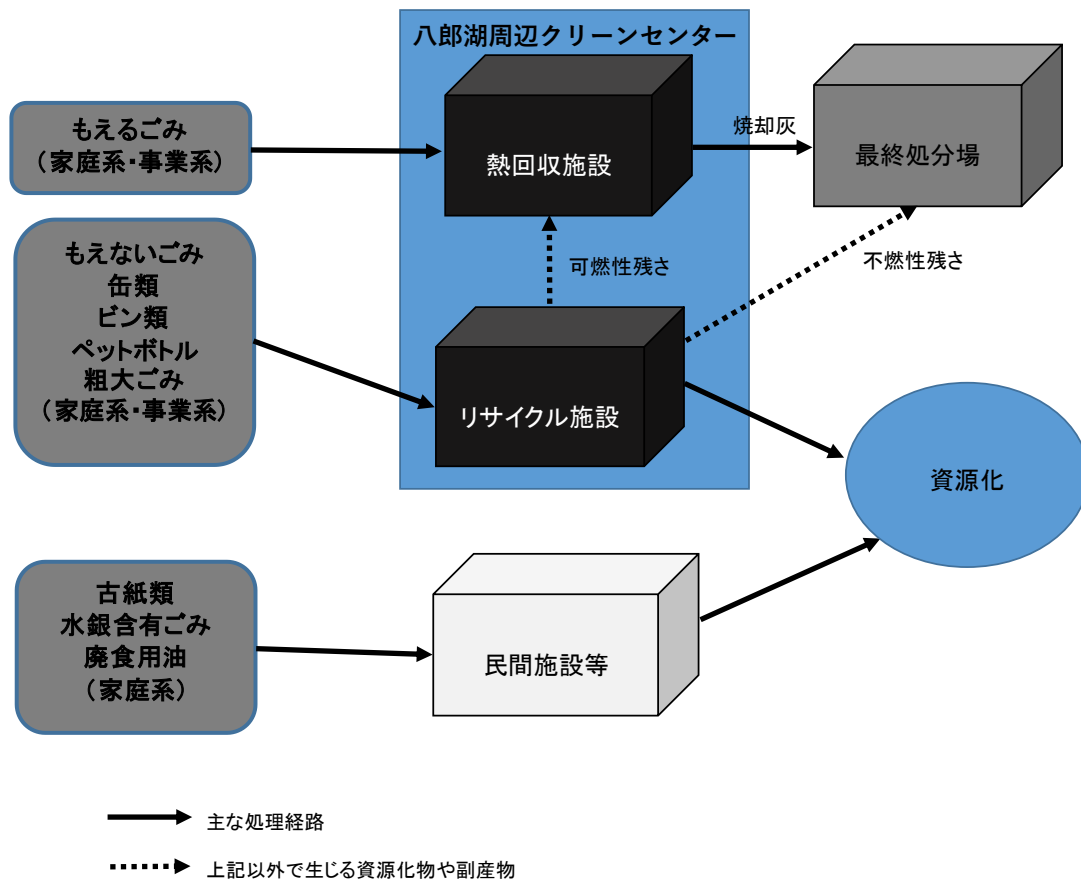
- ・所在地 南秋田郡八郎潟町字川口 5 6 7 番地
- ・供用開始 平成 6 年
- ・埋立面積 5, 9 2 8 m²
- ・埋立容積 1 7, 9 6 3 m³
- ・埋立ごみの種類 焼却残渣・不燃物・脱水有機汚泥・破砕粗大物

4. 廃棄物処理施設の整備

クリーンセンターの熱回収施設及びリサイクル施設については、八郎湖周辺清掃事務組合が整備及び管理運営を行うこととします。

ごみ処分場についてはその都度修繕を実施し、施設の維持管理に努めます。

5. ごみ処理経路図

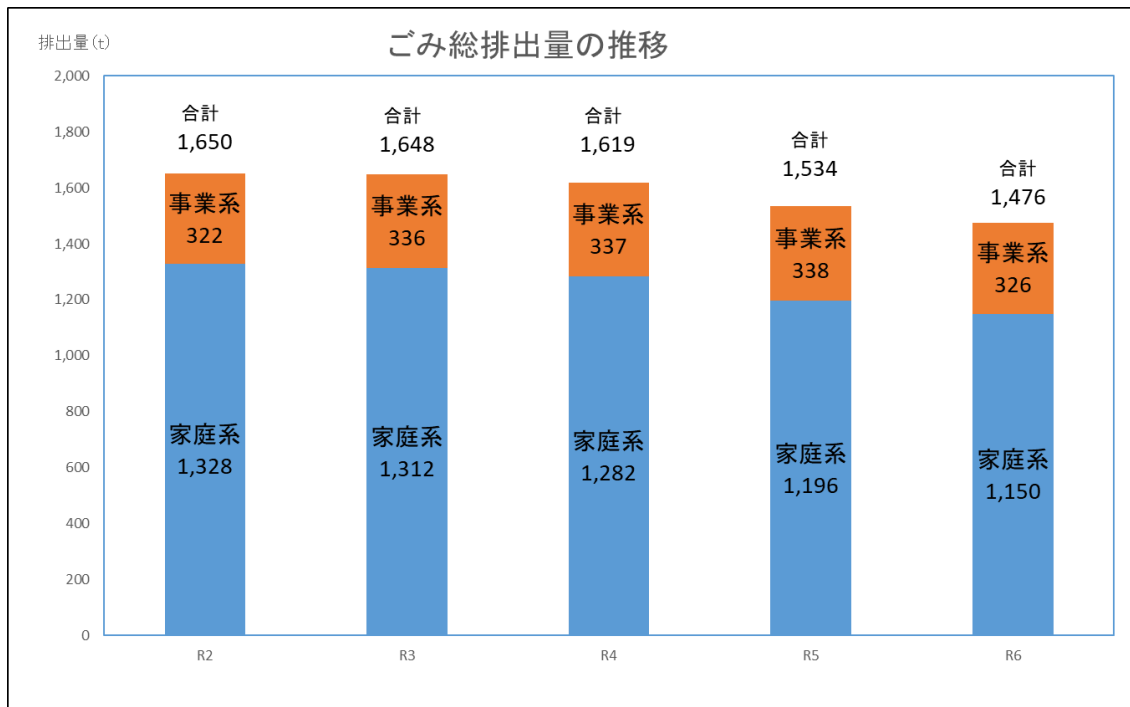


6. 実績

(1) ごみ総排出量

ごみの総排出量は直近の5年間で減少傾向にあることが分かります。

また、本町では家庭系ごみと事業系ごみがほぼ8：2という割合で推移しており、多くを占める家庭系ごみの減量が求められます。



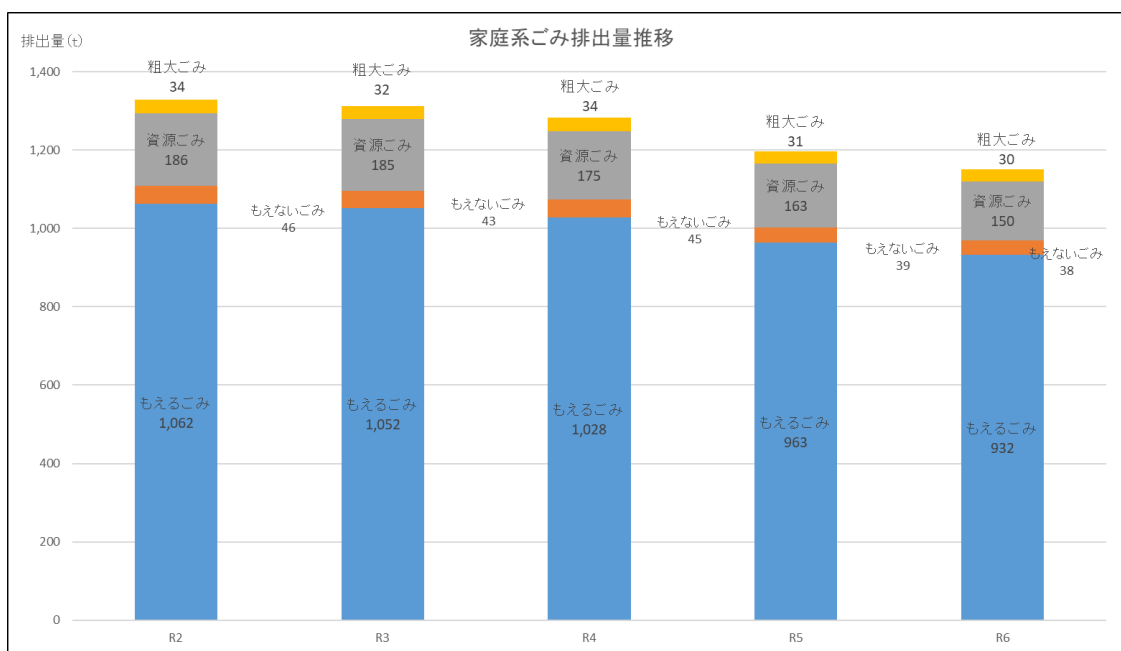
出典：八郎湖周辺クリーンセンターごみ処理実績

（２）家庭系ごみ排出量推移

直近５年間の排出量をみると、もえるごみの量は減少傾向にあることがわかります。もえるごみは家庭系ごみの約８０％を占めるため、今後も継続して減量に取り組む必要があります。

また、資源ごみについても減少傾向にあることが分かります。リサイクル率を向上させ循環型社会形成を推進するために、各種施策の実施や分別の徹底を通して、総排出量を減らしつつ資源ごみの割合を増やしていくことが求められます。

※粗大ごみについては、家庭から排出される粗大ごみの排出量はほぼ横ばいで推移しています。

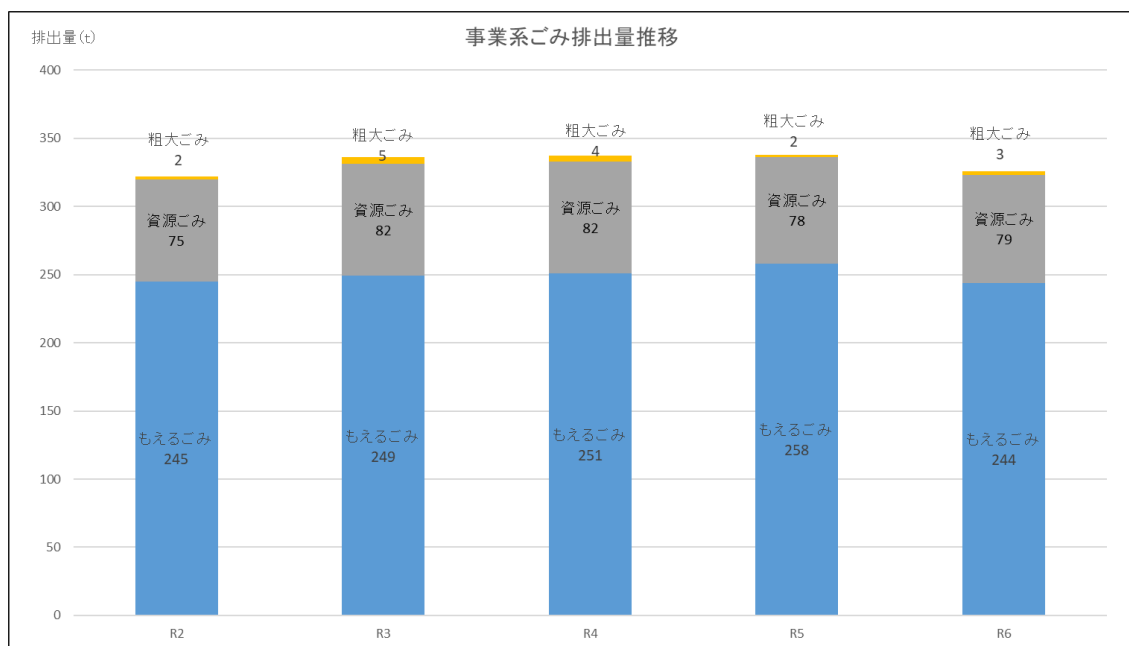


出典：八郎湖周辺クリーンセンターごみ処理実績

（３）事業系ごみ排出量推移

直近５年間の排出量をみると、令和２年度からほぼ横ばいで推移しています。

町内には事業所が少ないため、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は小さいですが、各事業所に対しても町民と同様にもえるごみ削減を中心としたごみ減量化等に係る各種取り組みを実施するよう要請していきます。

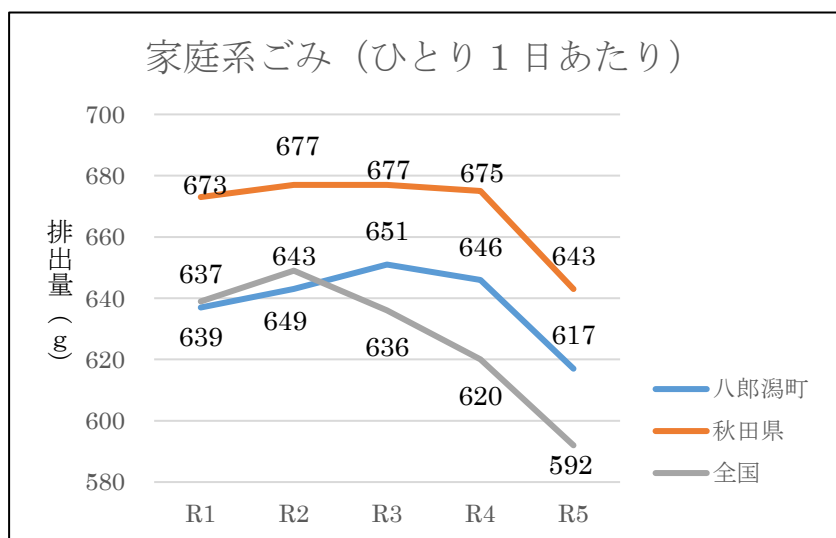


出典：八郎湖周辺クリーンセンターごみ処理実績

(4) ひとり1日あたりのごみ排出量

① 家庭系ごみ

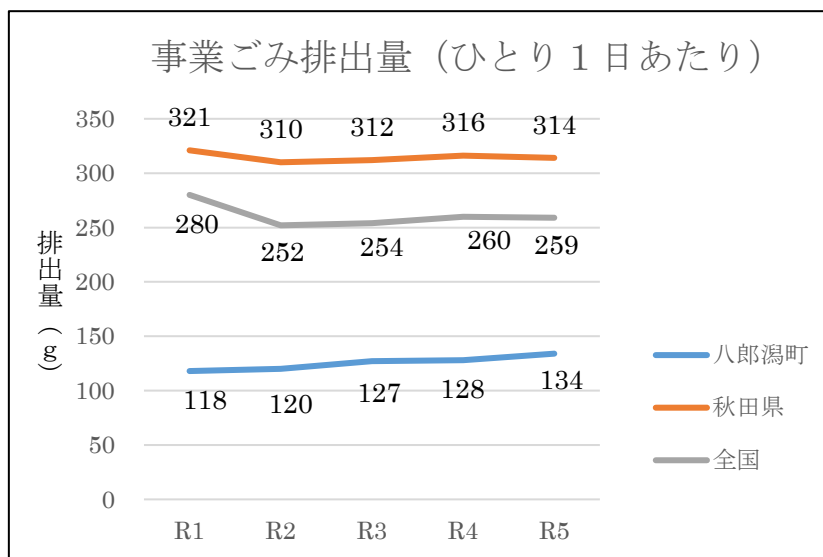
直近5年間の推移を見ると、国平均は減少傾向にあるのに対し、町と県は令和5年においては減少していますが、令和4年までは横ばいであることが分かります。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

②事業系ごみ

直近5年間を見ると、町内の事業所が少ないことが影響し、国・県平均よりも低い値で推移していますが、緩やかに増加傾向にあります。

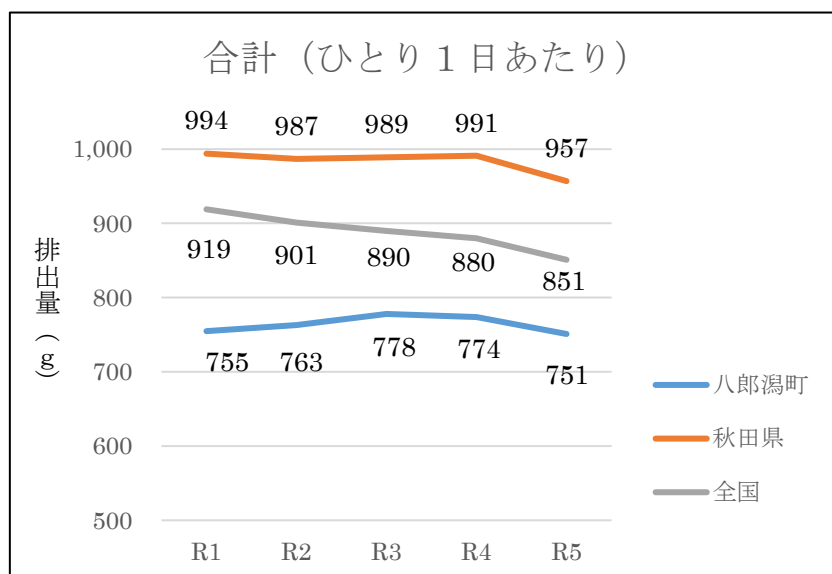


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

③家庭系・事業系ごみの合計

直近5年間でみると、令和5年には減少していますが、令和4年までは増加傾向にあることが分かります。

当町では事業系ごみの排出量が少ないため総排出量が国・県平均を下回っていますが、引き続き家庭系ごみの排出量の減量が求められます。



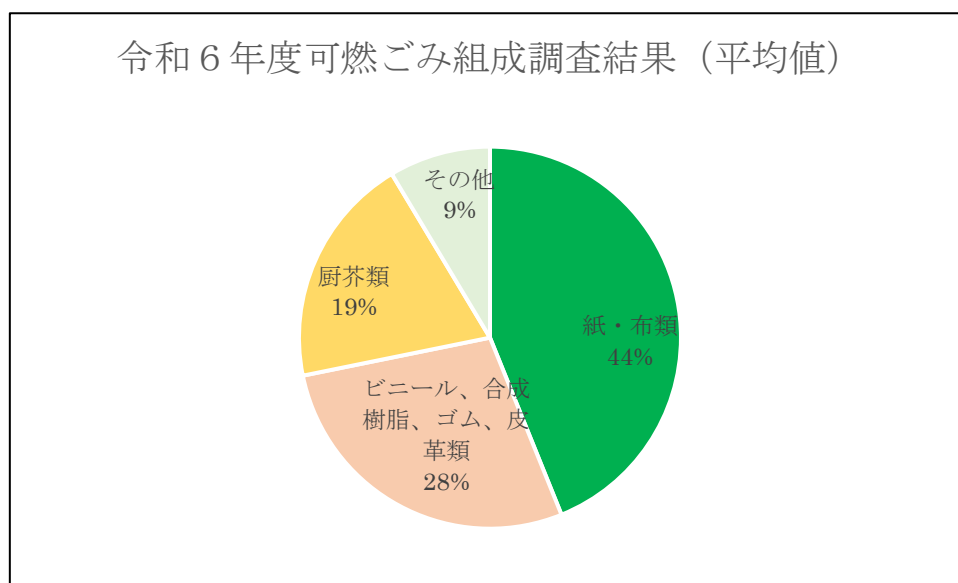
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

（５）ごみの組成

八郎湖周辺クリーンセンターでは、施設の運転管理を適正に行うために、家庭系ごみの組成調査を年４回季節ごとに実施しています。

令和６年度のデータを見ると、もえるごみの中にはリサイクル可能な紙・布類及び厨芥類（生ごみ）が全体の半分以上を占めており、またその成分の半分以上が水分であることが示されています。

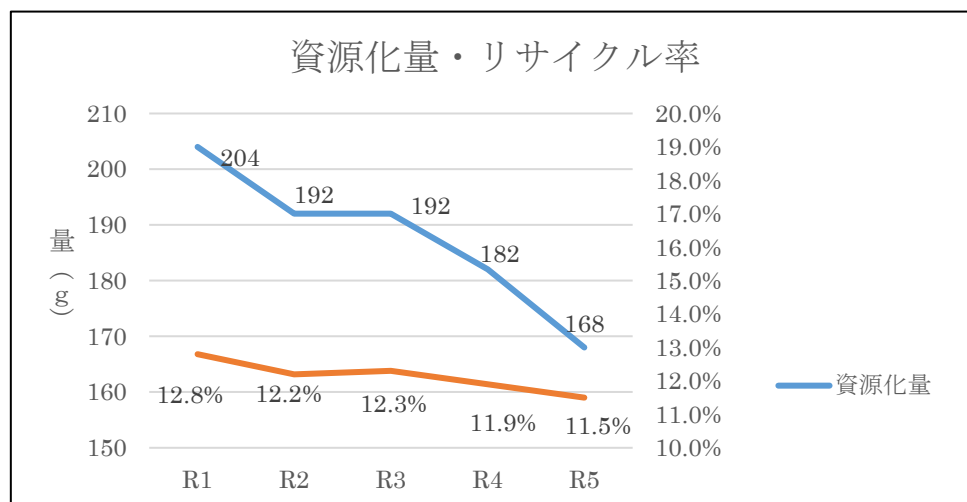
このデータから、資源化可能物の分別の徹底や生ごみの水きりなどにより、家庭系ごみのさらなる減量が可能であることがわかります。



出典：八郎湖周辺クリーンセンター

（６）資源化量・リサイクル率の推移

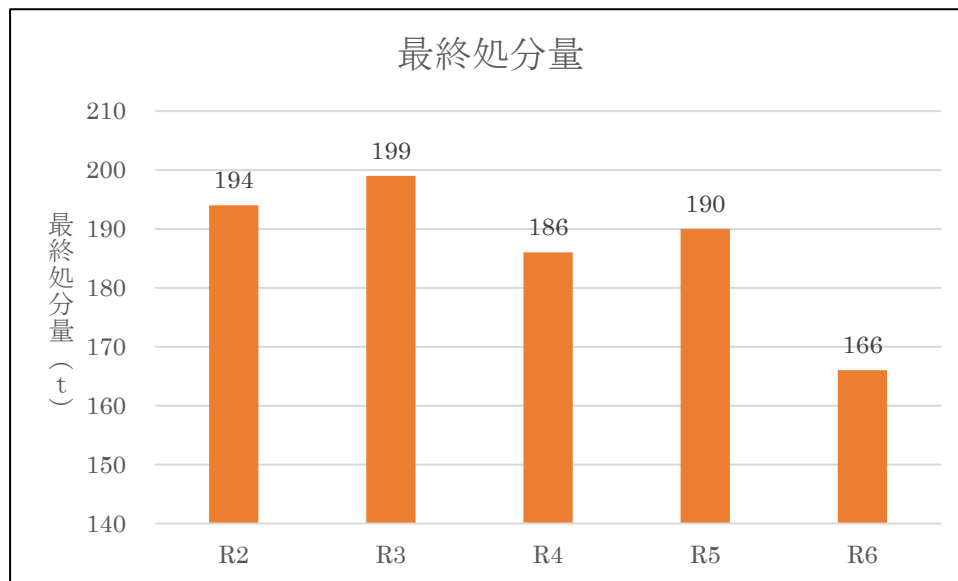
直近５年間でみると、当町の資源化量及び、リサイクル率は減少傾向にあります。



（７）最終処分量

最終処分量の処分量は令和２年から令和５年までは横ばいですが、令和６年は減少しています。

最終処分場は全国的に容量不足が問題となっており、延命化を図るため処分量の削減が求められます。



※最終処分量・・・クリーンセンターから発生する焼却灰等の処理量の合計です。

7. ごみ処理の課題

(1) ごみ排出の抑制

本町における家庭系ごみの総排出量は、人口減少もあり近年減少傾向にありますが、ひとり1日あたり家庭系ごみ排出量は国平均を上回っています。特徴として、ひとり1日あたりのゴミ排出量は、事業系ゴミの排出量が国・県平均を大きく下回っているため、合計も国・県平均を下回っています。

また、第四次循環型社会形成推進基本計画においては、ひとり1日あたりのごみ家庭系ごみ排出量数値目標は440gと定められております。ゴミの減量を進めるため、さらなる分別の徹底化やリサイクルの促進が急務となっています。

(2) 3Rの推進

本町では、町民の協力のもと分別収集が行われていますが、町の資源化量、リサイクル率は近年減少傾向にあります。国では、第四次循環型社会形成推進基本計画において、資源循環率を17%から18%に引き上げており、再生利用が可能な製品選びや分別の徹底などによるリサイクル率の向上に向けた取り組みが必要である。

(3) 収集・運搬

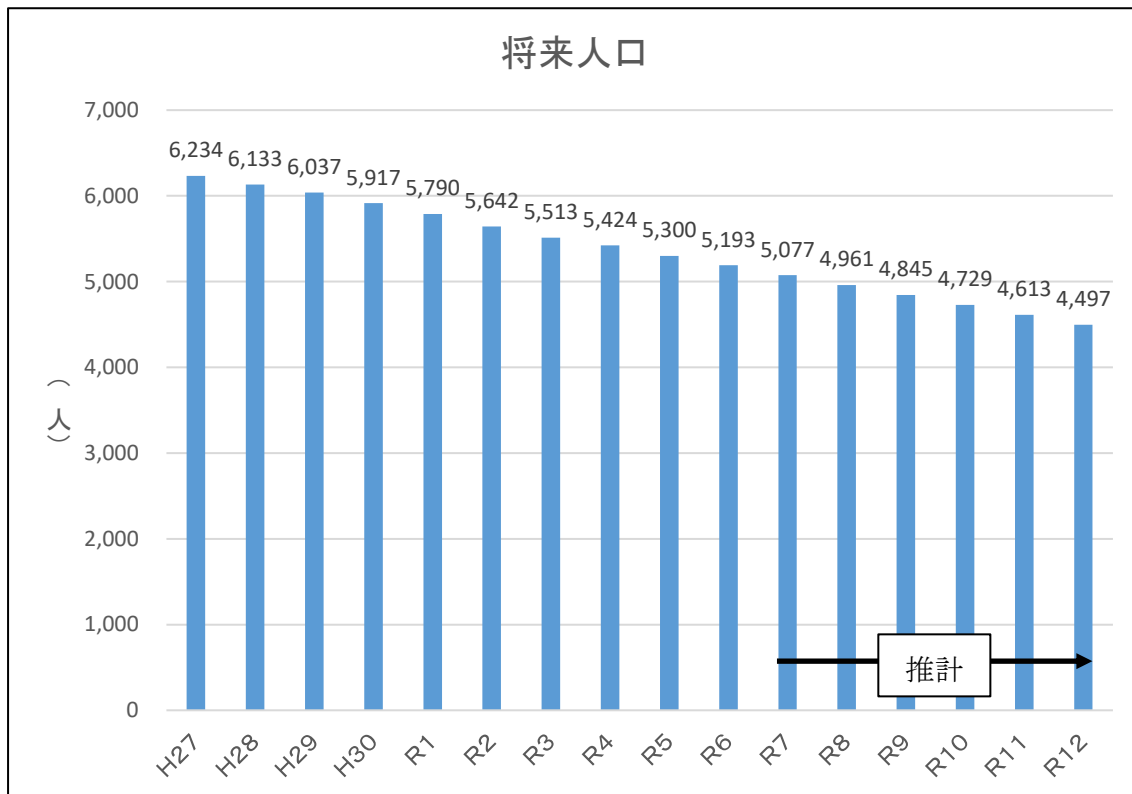
今後、町内会からの要望等により、町内に設置している集積所の数が増加することも考えられます。このような状況を踏まえながら、今後の収集運搬業務の効率性や適正な収集体制の維持などについて検討していく必要があります。

第3節 ごみの排出量の推計及び数値目標

1. ごみ排出量の推計

(1) 将来人口

将来人口については、第6次八郎潟町総合計画を参考とし、住民基本台帳の過去の実績を基に将来の動向について推計したものです。

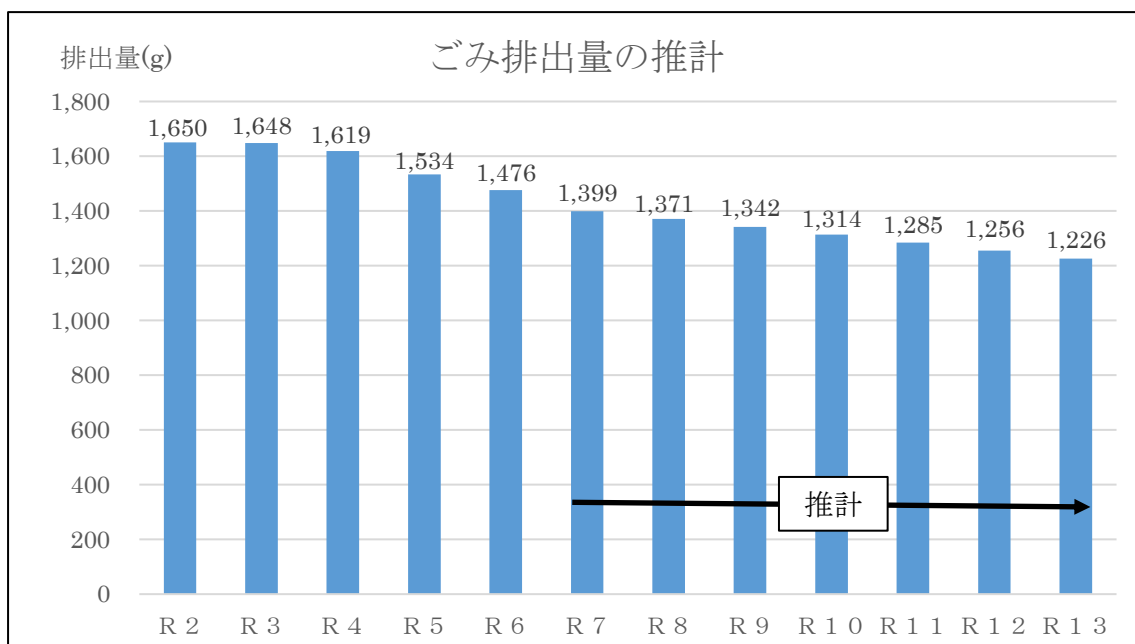


※実績値は環境省で実施する「一般廃棄物処理実態調査」にあわせ、当該年度の10月1日現在の数値とします。

(2) ごみ排出量推計

ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合を想定し、過去の実績を基に排出量を算出したうえ、将来推計人口を乗じて算出します。

将来のごみ排出量	＝	過去の実績からひとり1日あたりの総排出量を算出	×	365日	×	将来人口
----------	---	-------------------------	---	------	---	------



出典：令和6年度までは「八郎湖周辺クリーンセンターごみ処理実績」に基づく実績値

(3) 一般廃棄物の年間処理量の見込み

単位：(t)

一般廃棄物の種類	処 理 量
可燃ごみ	1,128
不燃ごみ	37
粗大ごみ	218
資源ごみ	32

内訳

① 家庭系ごみ

単位：(t)

区 分	一般廃棄物の種類	処理量
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	895
	不燃ごみ	37
	粗大ごみ	138
	合計	1,070

② 事業系ごみ

単位：(t)

区 分	一般廃棄物の種類	処理量
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	232
	不燃ごみ	0
	合計	232

③ 資源ごみ

単位：(t)

区 分	一般廃棄物の種類	処理量
家庭系一般廃棄物	古紙類	90
	カン・ペットボトル	47
	合計	137

2. 数値目標

本町におけるごみ減量等の目標設定にあたっては、国の第四次循環型社会形成推進基本計画を参考に、5年度実績を基に効果的な施策の展開によって新たな目標値を定めることとします。

(1) ひとり1日当たりの家庭系ごみ排出量

国によるひとり1日当たりの家庭系ごみ排出量目標値は約440gと定められています。

本町の5年度実績は617gだったことから、国が掲げる目標の達成に向け、本町における令和11年度の数値目標を5年度比で約10%削減と定めます。

ひとり1日あたりのごみ排出量

令和5年度比 約10%削減
(617g⇒555g)

(2) リサイクル率

国によるリサイクル率の目標値は18%となっていますが、本町における5年度の実績は11.5%でした。

国の目標値の達成を図るため、令和11年度における目標値を18%にします。

リサイクル率

令和5年度比 約6.5%引き上げ
(11.5%⇒18%)

(3) 最終処分量

最終処分場の残余容量を鑑み、できる限り最終処分量を削減するため、令和11年度の数値目標を5年度比で10%削減と定めます。

最終処分量

令和5年度比 約10%削減
(190t⇒171t)

第４節 生活排水処理基本計画

１．基本方針

本町は、馬場目川が八郎湖へ流入しています。近年、生活雑排水や農業用排水の流入などにより、八郎湖の水質が急速に悪化し、平成１９年１２月に全国で１１番目となる湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、周辺公共用水域の水質改善が早急に求められていることから、本計画を策定するものです。

２．生活排水処理の現状

（１）下水道等処理状況

本町の生活排水処理事業は、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業によって営まれています。

公共下水道事業は秋田湾・雄物川流域下水道事業に属し、汚水は秋田市の向浜にある中央流域下水道臨海処理センターまで送られ、そこで処理され日本海に排出されています。

合併処理浄化槽整備事業は公共下水道事業が整備されていない地域において生活雑排水を処理するため、各家庭で個人設置する浄化槽の設置費用に補助金を交付しており、指定湖沼の指定を受けて高度処理型の合併処理浄化槽を設置することを義務づけています。

町民が希望すれば全ての家庭で、トイレの水洗化などが出来ることとなり、河川や八郎湖の水質改善に貢献するためにも、今後の加入促進が求められます。

生活排水処理人口

	R2	R3	R4	R5	R6
総人口（人）	5,562	5,457	5,349	5,210	5,135
公共下水道（人）	5,044	4,978	4,907	4,799	4,737
合併処理浄化槽（人）	67	60	58	57	57
生活排水処理人口（人）	5,111	5,038	4,965	4,856	4,794
汚水処理率（％）	91.9%	92.3%	92.8%	93.2%	93.4%

（２）し尿処理状況

し尿の処理量は下水道・浄化槽の普及と、人口の減少により、年々減少傾向にあります。今後は浄化槽汚泥の処理が必要不可欠です。

また、平成30年度から令和9年度まで五城目町のし尿・浄化槽汚泥を10年間委託処理しているため処理量が多くなっております。

	R2	R3	R4	R5	R6
処理量（t） 八郎潟・井川	620	501	562	451	406
処理量（t） 五城目町	1,704	1,649	1,606	1,457	1,422
合計処理量 （t）	2,324	2,150	2,168	1,908	1,828
前年対比（％）	97.2	92.5	100.8	88.0	95.8

※八郎潟町・井川町衛生処理施設組合への搬入量

(3) し尿処理施設の概要

施設の名称	八郎潟町湖水苑
設置主体	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合
所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町字洲先 244 番地
稼働月日	平成 8 年 9 月
処理方式	高負担脱窒素処理方式
処理能力	8 kℓ／日
敷地面積	3, 4 2 1 m ²
建築面積	3 8 7. 8 7 m ²
延床面積	6 4 8. 9 5 m ²

3. 排出予想量

(1) し尿排出予想量

計画期間のし尿処理量を次のとおり予想します。

ハード面での整備が進んでおり、既に供用が開始されている区域と、新規供用開始区域における新規加入者が見込まれます。

し尿は八郎潟町・井川町で人口減少に伴い 2 % ずつ 8 t の予想とし、五城目町で人口減少推移が他の町と比較しても減少量が大きいと見込まれるため、3 % ずつ 4 0 t 減少するものと予想します。五城目町の委託期間が令和 9 年度で終了しますが、今後についても継続していく予定です。

	R7	R8	R9	R10	R11
処理量（t） 八郎潟・井川	398	390	382	374	366
処理量（t） 五城目町	1,382	1,342	1,302	1,262	1,222
合計処理量 （t）	1,780	1,732	1,684	1,636	1,588
前年対比（%）	97.3	97.3	97.2	97.1	97.0

（２）処理施策

生活排水処理の基本として、公共下水道計画区域にあっては、下水道へ接続することとし、計画区域外にあっては、合併浄化槽により処理することになります。また、供用開始区域内での未加入世帯に対し、加入促進に向けた指導・啓発を継続的に行います。

し尿及び浄化槽汚泥については、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合において処理します。

本町の生活排水処理の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道		し尿及び生活雑排水	秋田県
合併処理浄化槽	町管理型浄化槽	し尿及び生活雑排水	八郎潟町
	個人設置型浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽		し尿	個人
汲取り		し尿	個人
し尿処理施設		し尿及び汚泥	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合